

令和8（2026）年度  
商店街事業のしおり

**練馬区商工観光課商工係**

電話 03-5984-2675

メール SHOKOKANKO@city.nerima.tokyo.jp

（ 令和8年4月現在の情報です。 ）

商工観光課(区役所北庁舎2階)で実施している事業

問合せ先: 商工係 03-5984-2675

NO.	事業名	概要	補助率	補助上限額	申請時期等
1	にぎわい商店街支援事業補助金	<p>商店会が実施する各種催し物について、経費の一部を補助する。</p> <p>通常メニュー (事業例) ・中元や歳末の時期などに行う売出し ・盆踊り、イルミネーションなど季節のイベント 1 商店会、年間最大5事業まで申請可</p> <p>こども応援・婚活応援事業 (こども応援事業例) ・こども向け縁日、こども向けスタンプラリー (婚活応援事業例) ・婚活や結婚に関連した要素があるイベント 1 商店会、年間各1事業まで申請可</p> <p>全国連携事業 (事業例) ・練馬区の友好都市(長野県上田市)に属する地域と連携したイベント 1 商店会、年間1事業まで申請可</p>	<p>&lt;都補助対象&gt; 任意商店会: 2/3 振興組合: 3/4 共催事業: 3/4 (こども応援・婚活応援事業、全国連携事業は8/9)</p> <p>&lt;区単独補助&gt; 1/2</p>	<p>&lt;都補助対象&gt; 300万円 (こども応援・婚活応援事業、全国連携事業は133.2万円)</p> <p>&lt;区単独補助&gt; 60万円</p> <p>共催事業の場合、上限額×商店会数が補助上限額 申請時に会則・役員名簿・24か月分の決算書等が揃っていない場合、補助率・補助上限額ともに減</p>	<p>前年度3月上旬(申請書類提出)</p> <p>新規事業を行う場合は、前年度7月頃に区が実施する希望調査時に次年度実施予定事業調査票を提出</p>
2	商店会キャッシュレス決済活用支援事業	<p>商店会が実施するキャッシュレス決済の利用促進に係るイベント事業等について、経費の一部を補助する。</p> <p>(事業例) ・商店会単位で独自に実施するキャッシュレス決済ポイント還元事業</p> <p>商店会会員における複数のキャッシュレス決済導入店舗が参加していること 1 商店会、年間1事業まで申請可</p>	5/6	<p>60万円 共催事業の場合、上限額×商店会数が補助上限額</p>	<p>前年度3月上旬(申請書類提出)</p> <p>新規事業を行う場合は、前年度7月頃に区が実施する希望調査時に次年度実施予定事業調査票を提出</p>
3	商店街地域連携イベント支援事業補助金	<p>商店会が近隣商店会や他の事業者等(企業、NPO、経済団体、町会、大学等)と連携して実施するイベントについて、経費の一部を補助する。</p> <p>(事業要件) 区内商店会が主催し、他の近隣商店会や事業者等と連携して実施する次のいずれかに該当するイベント事業 地域の歴史や文化等の特色を活用したもの 自ら設定した新たなテーマを実現させるもの</p>	5/6	<p>300万円 共催事業の場合、上限額×商店会数が補助上限額(最大500万円まで)</p>	<p>前年度3月上旬(申請書類提出)</p> <p>募集件数に満たなかった場合に追加募集を行うことがあります。</p>
4	個店連携イベント支援事業補助金	<p>商店会会員店舗が、区内商店会会員店舗または区内商店会非会員店舗と連携して実施するイベントについて、経費の一部を補助する。</p> <p>(事業要件) 5店舗以上が連携して取り組む次のいずれかに該当するイベント事業 地域の歴史や文化等の特色を活用したもの 自ら設定した新たなテーマを対象店舗が共有し、実現させるもの</p>	5/6	<p>&lt;参加店舗の半数以上が区内の商店会員&gt; 150万円</p> <p>&lt;参加店舗における区内商店会会員店舗が半数に満たない場合&gt; 100万円</p>	<p>新規事業を行う場合は、前年度7月頃に区が実施する希望調査時に次年度実施予定事業調査票を提出</p>

NO.	事業名	概要	補助率	補助上限額	申請時期等
5	いきいき商店街支援事業補助金	<p>商店会が提案する意欲的で工夫とアイデアが活かされた商店会の活性化に資する事業について、経費の一部を補助する。</p> <p>(事業例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商店会ホームページの作成、フラッグ作成</li> <li>・その他、施設整備、販売促進、活性化、組織力強化に関する事業</li> <li>・子ども向け(ひらがな)マップ、子ども食堂</li> </ul>	<p>原則 2 / 3 5 / 6 (子ども応援)</p>	<p>原則 2,000万円 約1,666万円(子ども応援)</p> <p>申請時に会則・役員名簿・24か月分の決算書等が揃っていない場合、補助率・補助上限額ともに減</p>	<p>前年度7月(次年度実施予定事業調査票提出) 前年度8月~9月(区ヒアリング) 前年度3月上旬(申請書類提出)</p>
6	共同施設維持管理費補助金	<p>商店会が所有する共同施設(街路灯等)の維持管理にかかる経費の一部を補助する。</p> <p>(対象経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街路灯電気料</li> <li>・街路灯の修繕、塗装費</li> <li>・街路灯のLEDランプ交換費用【R8新規】</li> </ul> <p>街路灯に設置した防犯カメラや放送設備等の電気代は補助対象外(防犯カメラの電気代については、「防犯カメラ維持管理費補助金」参照)</p>	<p>&lt;街路灯電気料&gt; 2 / 3</p> <p>&lt;施設修繕・塗装費&gt; 1 / 3</p> <p>&lt;LEDランプ交換費用&gt; 1 / 2</p>	<p>&lt;街路灯電気料&gt;なし</p> <p>&lt;施設修繕・塗装費&gt; 80万円</p> <p>&lt;LEDランプ交換費用&gt; 40万円</p>	<p>&lt;電気料補助&gt; 2月上旬(申請書類提出)</p> <p>&lt;施設修繕・塗装費補助&gt; &lt;LEDランプ交換費用補助&gt; 必要な状況が発生した際に区へ相談の上、申請書類提出</p>
7	商店街振興組合事業運営補助金	<p>商店街振興組合および商店街振興組合連合会が行う事業運営に要する経費の一部を補助する。</p> <p>(対象経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街振興組合における年間の事務費(一般管理費)</li> </ul>	1 / 2	10万円	<p>総会后(決算書、予算書提出) 区から申請書類が届き次第、申請書類提出</p>
8	商店街振興組合設立補助金	<p>商店街振興組合を設立した振興組合に対して、その設立に伴う経費の一部を補助する。</p> <p>(対象経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街振興組合設立に要した事務費(定款作成費、印章作成費など)</li> </ul>	1 / 3	10万円	<p>振興組合登記後、速やかに申請</p>

東京都で実施している事業

問合せ先：東京都商店街振興担当 03-5320-4787

NO.	事業名	概要	補助率	補助上限額	申請時期等
9	政策課題対応型商店街事業補助金	<p>環境問題に対応した活動や防災力を向上させる活動や買物弱者支援対策等商店街の地域に根差した取組等を支援する。</p> <p>(対象事業)                      LED街路灯の設置、LEDランプへの交換等(環境)                      老朽化した街路灯・アーチの点検・撤去等(防災・防犯)                      誰でもトイレの設置等(福祉)                      共同荷捌きスペースの設置(物流)                      外国人受入のための施設・設備の設置(観光・インバウンド)                      宅配サービス、送迎サービス等(買物弱者支援対策)</p> <p>LEDランプの交換等(再生可能エネルギー・省エネルギー推進)                      申請にあたっては、補助利用要件の取組(グリーン電力の購入等)が必要。</p>	<p>&lt;、&gt;                      都：9/10                      区：1/20</p> <p>&lt;、\、\、\、\、&gt;                      都：4/5、                      区：1/10</p>	<p>都：1億2,000万円                      区(上乗せ補助)：200万円</p>	<p>前年度7月(次年度実施予定事業調査票提出)                      前年度8月(区ヒアリング)                      前年度2月(東京都説明会)                      6月初旬(都交付申請)                      9月以降(都交付決定 区交付申請)</p>
10	商店街デジタル化推進事業補助金	<p>商店街全体のキャッシュレス化の推進や、アプリ開発等のデジタル化に取り組む商店街に対し、コーディネーターの派遣や必要な機器等の購入経費等を補助する。</p> <p>(対象事業)                      ・商店街が一体的にキャッシュレス決済を導入する取組                      ・商店街アプリの開発、商店街ECサイトの構築等、デジタル技術による商店街活性化を図る取組                      ・導入機器等の活用・運用 過年度に本事業の採択を受けた商店街等が対象</p>	<p>都：9/10</p>	<p>キャッシュレス決済の導入アプリの開発等                      1,000万円                      キャッシュレスの取り組みは1500万円</p> <p>導入機器等の活用・運用について                      100万円</p>	<p>6月上旬募集締め切り予定</p>

練馬区商店街連合会(Coconeri4階)で実施している事業

問合せ先：練馬区商店街連合会 03-3991-2241

NO.	事業名	概要	補助率【参考】	補助対象経費限度額【参考】	申請時期等
11	魅力発信支援事業補助金	<p>商店会が実施するデジタル技術を活用した情報発信等の取組について、経費の一部を補助する。</p> <p>(対象事業例)  <b>【Aメニュー(コンテンツ制作事業)】</b>                      ・商店会広告動画作成事業                      ・LINE for business等活用事業                      ・商店会独自アプリケーション作成事業                      ・SNSアカウント開設事業</p> <p><b>【Bメニュー(配信・周知事業)】</b>                      ・広告動画の配信事業                      ・LINE for business等配信支援事業                      ・商店会アプリ・SNSアカウント配信業務委託事業                      ・デジタル化に向けた会員店舗の研修事業                      ・商店会電子クーポン等活用事業                      ・生成AI活用支援事業・生成AI活用支援事業                      ・その他(チラシ・ポスター・QRコードステッカー等の周知、HP埋込経費等)</p>	<p>2/3                      (新規商店会は9/10)</p>	<p>&lt;Aメニュー&gt;30万円                      &lt;Bメニュー&gt;20万円</p>	<p>6月頃から受付開始予定                      (申請〆切は11月末を予定)</p>
12	商店街デジタル化推進アドバイザー派遣制度	<p>デジタル技術を有する専門家を商店街に派遣し、助言や事務手続きの支援など、商店会のデジタル化をサポートする。</p>		<p>最大6回まで無料</p>	

危機管理課（区役所本庁舎7階）で実施している事業

問合せ先：安全安心係 03-5984-1027

NO.	事業名	概要	補助率【参考】	補助対象経費限度額【参考】	申請時期等
13	防犯設備整備費補助金	町会・商店会等の団体が、地域全体の防犯効果の向上のために、不特定多数の方が往来する公道に各種の防犯設備を整備する場合、防犯設備の購入・取付経費を補助する。 申請内容によって申請書類が異なるため、事前に担当窓口へご相談ください。	<商店会のみ> 23/24 <町会との連携> 47/48	<商店会のみ>900万円 <町会との連携>900万円	6月上旬～中旬
14	防犯カメラ維持管理費補助金	区内における防犯対策の向上を目的とする活動を支援するため、町会・商店会等の団体が設置した防犯カメラのうち一定の要件を満たすものについて維持管理費を補助する。 以下を共に満たす防犯カメラが補助対象になります。 ・区、都または中小企業庁の補助金を活用し設置した防犯カメラ ・パトロール団体に登録している団体が管理する防犯カメラ	<電気料金・使用料・保守点検費・修繕費・移設費> ・5/6 ・2/3 ・1/2 (防犯カメラ設置時に利用した補助制度に応じて補助率が異なります)	<電気料金> 防犯カメラ1台当たり 年額4,000円 <使用料> 防犯カメラ1台当たり 年額3,000円 <保守点検費> 防犯カメラ1台当たり 年額1万円 <修繕費> 防犯カメラ1台当たり 年額20万円 <移設費> 防犯カメラ1台当たり 年額20万円	<電気料金・使用料> 2月上旬  <保守点検費・修繕費・移設に係る経費> 年4回(7月中旬、10月中旬、1月中旬、3月上旬)

練馬ビジネスサポートセンター内経済課融資係（Coconeri4階）で実施している事業

問合せ先：融資係 03-5984-2673

NO.	事業名	概要	金利 4月1日現在	融資限度額	申請時期等
15	練馬区産業融資あっせん制度	区内中小企業者のみなさんが経営の安定と向上を図るために必要な事業資金の融資を低利で利用できるよう、取扱金融機関にあっせんし、利子の一部を区が補給する。 商店街整備資金貸付、普通貸付の他、景気対策特別貸付などの貸付があります。貸付種類により、要件や金利が異なります。	<商店街整備資金貸付> 0.4%  <普通貸付、小規模企業小口貸付> 0.9% (商店会加入者優遇： 0.4%)	商店会：5,000万円 会員：2,000万円  <普通貸付>2,500万円 <小規模企業小口貸付>2,000万円 (商店会加入者の場合、上記限度額内500万円まで優遇金利が適用されます)	—

練馬ビジネスサポートセンター「ネリサボ」(Coconeri4階)で実施している事業)

問合せ先: 練馬ビジネスサポートセンター 03 - 6757 - 2020

NO.	事業名	概要	補助率	補助上限額	申請時期等
16	商店街空き店舗 入居促進事業補 助金	区内の商店街にある空き店舗に入居し、新たに開店する個人や法人に対し、店舗改修費および店舗賃借料の一部を補助するとともに、継続的な経営サポートを行う。  中小企業診断士が営業開始後、原則として3年間定期的に経営サポートを実施	<区内業者発注> 2 / 3 <区外業者発注> 1 / 2	店舗改修費(初年度のみ)100万円 賃借料(1年目) 5万円/月 賃借料(2年目) 3万円/月 賃借料(3年目) 2万円/月	事前相談 賃貸借契約締結前に申請 (採択決定は先着順)
17	ホームページ作 成費補助金	ホームページを開設していない区内の中小企業等が、事業や製品等のPRを目的として、ホームページを開設する際の費用の一部を補助する。  プロバイダー契約料、サーバ賃借料、通信費および備品等購入費を除く	1 / 2	5万円	契約および経費の支払い前(見積り 段階)に申請 (交付決定は先着順)
18	見本市等出展費 用補助金	区内で引き続き1年以上事業を営む中小企業等が、製品・サービスの販売促進の目的で、見本市等に出席する際の出展料・会場費等の一部を補助する。  年度内に1回、通算3回まで補助	1 / 2	原則10万円	出展前に申請 (交付決定は先着順)
19	各種認証の取得 支援事業補助金	区内で引き続き1年以上事業を営む中小企業等が、自社の競争力や経営基盤の強化を図るために行う、ISO認証などの各種認証の取得費用の一部を補助する。  全ての補助対象事業を通じて、年度内に1回まで補助	1 / 3	50万円	認証取得に向けた準備を開始する 前(見積り段階)に申請 (交付決定は先着順)
20	産業財産権の取 得支援事業補助 金	区内で引き続き1年以上事業を営む中小企業等が、自社の競争力や経営基盤の強化を図るために行う、産業財産権の取得費用の一部を補助する。  全ての補助対象事業を通じて、年度内に1回まで補助	1 / 2	10万円	産業財産権に係る出願後、1年以内 に申請 (交付決定は先着順)
21	新規ビジネス チャレンジ補助 事業	新市場への参入や新商品・新サービスの開発等に取り組む事業者に対して、必要な費用の一部を補助するとともに、ネリサボの相談員(中小企業診断士等)が、事業計画の策定・実行を伴走支援する。  年度内の上期および下期の2回公募を行う	2 / 3	100万円	公募制 上期: 4月1日~4月30日 下期: 8月1日~8月31日 採択申請は、オンライン申請のみ
22	各種無料相談	【総合相談】 中小企業診断士等の相談員が経営全般についての相談に随時対応。 【専門相談】 「起業・創業(中小企業診断士等)」「法律(弁護士)」「デジタルサポート(中小企業診断士)」「労務(社会保険労務士)」「販売促進・集客(ビジネスマネージャー・デザイナー・プログアドバイザー)」「経営全般(中小企業診断士)」「税務(税理士)」の各分野の専門家が相談に対応。(事前予約制) 【出張相談】 「労務(社会保険労務士)」「経営全般(中小企業診断士)」「税務(税理士)」「デジタルサポート(中小企業診断士)」の各分野の専門家が、事務所や店舗に出張して相談に対応。  原則として、各種相談(総合相談・専門相談)を利用された方で、事業所等の実地で相談が必要と判断された方が対象			

### 東京都中小企業振興公社で実施している事業

問合せ先：東京都中小企業振興公社

No.23,25 経営戦略課 03 - 5822 - 7237

No.24,25 助成課 03 - 3251 - 7894

NO.	事業名	概要	補助率	補助上限額	申請時期等
23	進め！若手商人育成事業	次代の商店街振興を担う若手商人を育成するために年間を通していくつかの取り組みを行なう。参加費は無料。 商店街パワーアップ作戦（専門家派遣） 店主スキルアップ事業 商人大学校 商店街リーダー実践力向上塾 商店街起業促進サポート 中小小売商業活性化フォーラム	-	-	詳細は東京都中小企業振興公社へお問合せください。
24	商店街起業・承継支援事業	都内商店街で開業又は事業継承する中小企業者を対象に店舗新装・改装費や技能取得の研修受講費、店舗賃借料等を支援する。	2 / 3	店舗新装・改装費：上限250万円 店舗賃借料（1年目） 月15万円 店舗賃借料（2年目） 月12万円 店舗賃借料（3年目） 月10万円 研修受講費：上限6万円	詳細は東京都中小企業振興公社へお問合せください。
25	若手・女性リーダー応援プログラム	都内商店街で開業を希望する若手・女性を対象に、開業時の店舗新装・改装費を支援するとともに、チャレンジショップでの販売機会を提供する。 (対象事業) 開業支援 チャレンジショップの設置 繁盛店視察プログラム	<店舗新装・改装費、賃借料> 3 / 4  <研修受講費> 2 / 3	店舗新装・改装費：上限400万円 店舗賃借料（1年目） 月15万円 店舗賃借料（2年目） 月12万円 店舗賃借料（3年目） 月10万円 研修受講費：上限6万円	詳細は東京都中小企業振興公社へお問合せください。

### 東京都商店街振興組合連合会で実施している事業

問合せ先：東京都商店街振興組合連合会 03 - 3542 - 0231 （代表）

NO.	事業名	概要	補助率	補助上限額	申請時期等
26	広域支援型商店街事業補助金	複数の区域にまたがる広域的な商店街事業を支援する。 (対象事業) 都内2以上の区市町村の区域で、かつ3以上の商店街等が連携して実施する商店街振興施策事業 都内2以上の区市町村の区域で、かつ2以上の商店街の連合会が連携して実施する商店街振興施策事業	2 / 3	2,000万円  ハード整備は対象外 同一内容で2年間利用可能	詳細は東京都商店街振興組合連合会へお問合せください。
27	商店街ステップアップ応援事業（専門家派遣）	新たな取組にチャレンジしようとする商店街に対し専門家を派遣し、専門知識やノウハウを提供することにより、商店街の魅力向上やさらなる発展をサポートする。	-	-	詳細は東京都商店街振興組合連合会へお問合せください。
28	東京都空き店舗ポータルサイト	都内の空き店舗情報を発信するポータルサイト。地域、駅、地図の条件から「貸店舗」や「貸事務所」についての物件情報が検索ができる。  URL <a href="https://akitenpo.tokyo">https://akitenpo.tokyo</a>	-	-	詳細は東京都商店街振興組合連合会へお問合せください。